

港区長等の給料等に関する条例新旧対照表（第一条関係）	
改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の二百二十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表(一) (第二条関係)</p> <p>区長 月額 一、二七三、一〇〇円</p> <p>副区長 月額 一、〇二三、七〇〇円</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の二百を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表(一) (第二条関係)</p> <p>区長 月額 一、二六一、七〇〇円</p> <p>副区長 月額 一、〇一四、六〇〇円</p> <p>(後略)</p>

付 則

(施行期日等)

- 1| この条例中第一条の規定及び次項から付則第六項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
- 2| 第一条の規定(第五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の港区長等の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3| 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に区長又は副区長の職にない者については、適用しない。
- 4| 第一条の規定(第五条第二項の改正規定に限る。)による改正後の港区長等の給料等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
- 5| (給与の内払)
改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(令和六年十二月に支給する期末手当に関する特例)
- 6| 令和六年十二月に支給する期末手当に関する第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同年六月一日において区長又は副区長の職になかった者にあつては、同項中「百分の二百二十」とあるのは、「百分の二百十」とする。

港区長等の給料等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	改正前
<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の二百十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第六項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、別表(一)に規定する給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に百分の二百二十を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後略)</p>

- 2| 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3| 前項の規定は、第一条の規定の施行の際現に区長又は副区長の職にない者については、適用しない。
- 4| 第一条の規定（第五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例の規定は、令和六年十二月一日から適用する。
- 5| 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（令和六年十二月に支給する期末手当に関する特例）
- 6| 令和六年十二月に支給する期末手当に関する第一条の規定による改正後の港区長等の給料等に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同年六月一日において区長又は副区長の職になかった者にあつては、同項中「百分の二百二十」とあるのは、「百分の二百十」とする。